

認定日本語教育機関の校地・校舎自己所有要件に係る検討について

1. 経緯

- 認定日本語教育機関の認定基準においては、安定かつ継続した運営を担保するため、原則として校地・校舎は設置者の自己所有であることとしている。
- 国家戦略特区（地域課題解決連携特区 通称：連携“絆”特区）制度の規制・制度改革の令和 5 年 12 月 27 日からの提案募集において、北海道江別市より、認定日本語教育機関の認定基準の要件緩和が提案された。
- 江別市の提案は、市と連携協定を締結する事業者が、自己所有ではない土地・建物（既存の学校の空き教室等）を活用し、留学のための課程を置く場合に、校地・校舎の自己所有要件の例外として、認定日本語教育機関の認定を受けられるようにすることを求めるもの。

2. 規制改革事項

- 国家戦略特区ワーキンググループでのヒアリングを踏まえ、規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日 閣議決定）において、以下の規制改革事項が定められた。

認定日本語教育機関の校地・校舎自己所有要件に係る検討

- ・ 認定日本語教育機関の認定基準における「校地・校舎の自己所有」の在り方に関し、認定日本語教育機関の安定かつ継続した運営を担保するための具体的方策について提案主体において検討するとともに、日本語教育機関認定法（令和 5 年法律第 41 号）において日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関であることを確認するために「施設及び設備」と規定されているところ、認定基準（省令）で原則として「校地・校舎の自己所有」を求めていることの妥当性について文部科学省において検討を行い、提案主体における検討と令和 6 年 4 月に施行された日本語教育機関の認定制度の運用状況等を踏まえ、より質の高い日本語教育の確保の観点から「校地・校舎の自己所有」の在り方について更に検討を進め、令和 6 年度中に結論を得る。

→ その後、提案主体である江別市は、市内での事業立上げ予定がなくなったことから、提案を取り下げた。

【参考】

- 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）（令和 5 年 1 月 25 日
日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議）（抜粋）

2. 日本語教育機関の認定制度に関すること

（1）認定の基準等

- ③ 具体的な審査基準については、以下のイメージをもとに日本語教育の質を
確保した機関として必要な方向性などを更に検討

○人的・物的な体制の評価

【施設・設備】

教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動等に必要な施設・設備が設けられている必要がある。このため、専門学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、

- ・生徒数に応じた校舎及び教室の面積を確保することを求めるとともに、教育に不可欠な施設・設備の設置を求めること
- ・安定的、継続的に日本語教育を実施するため、校地・校舎は設置者の自己所有か、又はそれに準ずるものとすること

等を検討する。

【参照条文】

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）

（認定）

第二条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認定をするものとする。

一 （略）

二 認定を受けようとする日本語教育機関が、次に掲げる事項について文部科学省令で定める基準に適合すること。

イ 日本語教育課程を担当する教員及び職員の体制

ロ 施設及び設備

ハ 日本語教育課程の編成及び実施の方法

ニ 日本語に通じない生徒が我が国において学習を継続するために必要な学習上及び生活上の支援のための体制

4・5 （略）

○認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）

（校地）

第十二条 （略）

2 校地は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

（校舎）

第十三条 （略）

2・3 （略）

4 校舎は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

○認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（文部科学省告示第百六十三号）

（校地を自己所有と同等と認める場合）

第二条 認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）第十二条第二項の校地が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校地が認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るた

めの日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であって、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校地を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校地（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、後者の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第五号において同じ。）を十年以上継続して運営する者である場合であって、前四号

に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

(校舎を自己所有と同等と認める場合)

第三条 認定基準第十三条第四項の校舎が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 校舎が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であって、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校舎を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。
- 二 校舎（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。
- 三 校舎の床面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。
- 四 専修学校又は各種学校の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。
- 五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるものの又は教育機関を十年以上継続して運営する者である場合であって、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。